

# 佐賀市まちづくりファンド活用事業の手引き

## I. はじめに

### □ まちづくりファンドとは？

市民や団体が行う“まちなみ形成”や“歴史的建造物の整備”を行う事業に対して経費の一部を助成します。

### □ どんな人たちが対象になる？

次のいずれにも該当するもの

- ・まちづくり活動の拠点を市内区域とする人または市民活動団体
- ・市内に建造物を所有するもの

### □ ファンドの対象となるのは？

住民主体のまちづくりに係るハード整備が対象です。

※ソフト事業は対象になりません！！

## II. ファンドを活用するには？

### □ どんな事業を行えば、ファンドの対象となるのか？

中心市街地の賑わいづくりに寄与する施設整備や歴史的建造物等を活かした交流の場の整備など

- ・市民主導による街なか通り導線づくり事業  
(空き家・空き店舗を活用した公共空間の創出や景観に配慮したファサード整備など)
- ・中央大通り沿道賑わい空間創出事業  
(中央大通りの賑わい創出やシンボルロードとしての魅力ある街なみ景観の創造に寄与する施設整備など)
- ・歴史的建造物等活用事業  
(歴史的建造物等を活かした交流促進を行うための施設整備など)

### □ 補助金の対象となる経費は？

施設を整備するために、直接必要となる経費です。

- ・工事にかかる経費、資材を購入する経費、修繕に要する経費
- ・設計、工事監理に要する経費

### □ 注意！！補助金の対象とならない経費

- ・企画を検討する費用、事前の調査費
- ・土地・建物の購入に係る費用
- ・講師招致の費用や視察等の費用、広報費
- ・イベント活動費、飲食費
- ・机椅子などの什器、パソコンなどの備品購入費
- ・リース費用、光熱費、人件費、交通費、出張旅費

### III. 補助金はどれくらいもらえるの？

#### 1 市民主導による街なか通り導線づくり事業

補助事業区分	補助率	補助金の上限額
(1) 街なかにおける空き地又は空き店舗を活用した公共空間等を創出するための施設整備等に関する事業	補助対象経費の2分の1	300万円
(2) 街なかにおけるファサード部分の施設整備等に関する事業	補助対象経費の2分の1	100万円
(3) 街なかにおける水路を活かした施設整備等に関する事業	補助対象経費の2分の1	200万円

#### 2 中央大通り沿道賑わい空間創出事業

##### (1) 必須事業

補助事業区分	補助率	補助金の上限額
中央大通りから感受できる賑わいの創出やシンボルロードとして魅力ある街並み景観の創造に寄与する施設整備等に関する事業	補助対象経費の2分の1 (ただし、付帯事業のいずれかを同時に行う場合は、3分の2)	400万円 (ただし、付帯事業のいずれかを同時に行う場合は、600万円)

##### (2) 付帯事業

補助事業区分	補助率	補助金の上限額
(1) 快適な歩行空間の創出に関する事業	補助対象経費の3分の2	200万円
(2) 交流空間の創出に関する事業		200万円
(3) 親水空間の創出に関する事業		100万円
(4) 駐輪機能の確保に関する事業		50万円

#### 3 歴史的建造物等活用事業

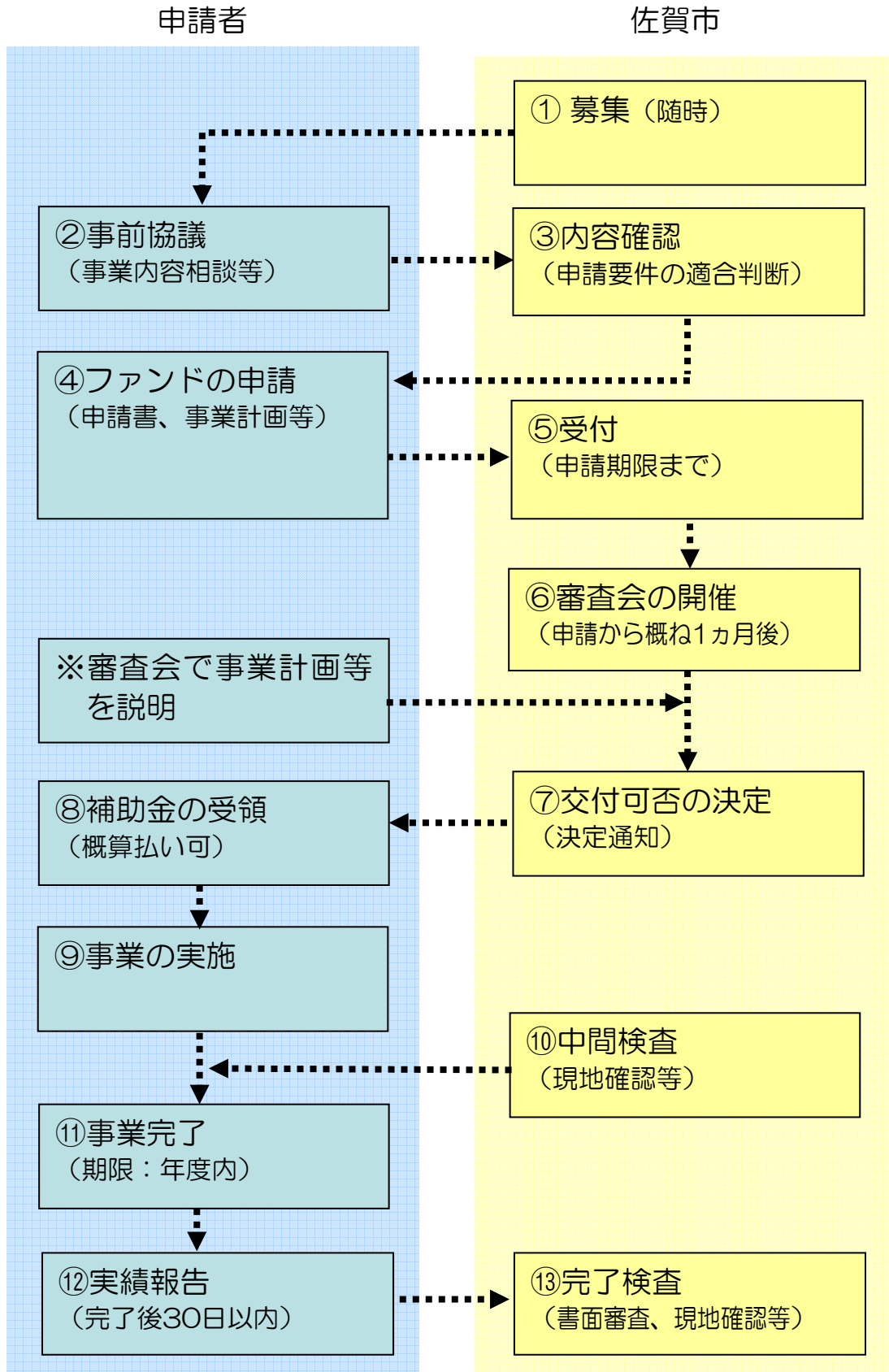
補助事業区分	補助率	補助金の上限額
(1) 歴史的建造物や景観を活かした交流促進を行うための施設整備等に関する事業	補助対象経費の4分の3	500万円
(2) 佐賀市重要建造物等に指定された建造物等を活かした交流促進を行うための施設整備等に関する事業	補助対象経費の4分の3	600万円

※補助金額の詳細については、補助金交付要綱をご確認ください。

### IV. お問い合わせ

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号  
佐賀市役所 建設部 建築指導課 景観係  
TEL：0952-40-7172 FAX：0952-40-7392  
e-mail：kenchikushido@city.saga.lg.jp

## v. ファンド申請の流れ



※ 成果の公表等を行う場合があります。

## VI. ファンドの申請の方法

### □ ファンドを申請するときは、事前に佐賀市に相談しましょう。

佐賀市と事前に事業内容等について、協議をしていただきます。（佐賀市において、申請要件に適合するかどうかの判断をします。）

### □ ファンドの申請を行いましょ。

「令和〇〇年度佐賀市まちづくりファンド活用事業補助金交付申請書」（様式あり）と以下の添付図書を一緒に提出してください。

（添付図書）

- ・事業計画書、収支予算書、誓約書等…様式あり
  - ・見積書、図面等の工事の概要が分かる資料、現況写真、その他参考となる資料
- ※なお、事業者の場合にあっては決算書の写し、個人営業の方にあっては確定申告書や収支決算書の写しが必要な場合があります。

### □ 審査会を開催します。

審査会で事業計画の説明を求める場合があります。

### □ 補助金の交付決定通知書を受け取ります。

審査会の結果、補助金の交付を決定した場合は、文書でお知らせします。

### □ 工事の実施

工事は、「補助金交付決定通知書」を受け取ってから開始してください。もし、工事を始めた後に内容等の変更がある場合は、「事業変更申請書」を提出する必要があります。

### □ 補助金を概算払いで受け取ることができます。

補助金を概算払いで受け取る場合には、「交付決定通知書」を受け取った後に、「補助金（概算払）交付請求書」（様式あり）を提出してください。

### □ 実績報告書を提出しましょう。

工事が完了したら、30日以内に、以下の書類を添付のうえ、「実績報告書」（様式あり）を提出してください。

（添付書類）

- ・事業実績書、収支決算書…様式あり
- ・工事内訳書、図面等の工事の概要が分かる資料、工事前・中・後の写真、請負契約書や領収書の写し、その他参考となる資料

### □ 補助金の交付確定通知書を受け取ります。

審査の結果、工事の成果が交付決定の内容と条件に合うと認められた場合には、交付する補助金の額を確定し、文書でお知らせします。

### □ 請求書を提出しましょう。

「交付確定通知書」を受け取った後に、「補助金（概算払）交付請求書」（様式あり）を提出してください。

補助金は、指定された口座に振り込まれます。